

御門跡様へ爲志、八木三十壹俵進上之通、具遂披露候。遠路不輒之刻、定心懸之義別而有難被思食候。長々御籠城、萬御不如意不_レ大方候。此度之事候間、猶以無退屈諸事被成報謝候ば、御馳走、併可爲佛法興隆候。將亦各參會之時者、相互信不信之有談合、如御誑可有安心決定事、善知識之御本懷候、廣大深遠之御恩德之程、忝可被存候。名聞迄候於心中者、不可有其曲候。彌法義無_レ油斷可被相嗜事肝要之旨、能々相心得可申下之由被_レ仰_レ出候。仍所被排御印如件。

刑部卿法眼

(天正八年) 壬三月五日

賴 廉 在判

能州本誓寺

惣門徒中

(本願寺の織田信長と和睦したるは本年閏三月七日に在り。)

閏三月十一日。織田信長、本願寺に、講和の後加賀の返付を約す。

【本願寺文書】 山城

一六四八

當寺赦免之上者、加賀國事如先々可返付之。聊以不可有相違候也。謹言。

(天正八年) 閏三月十一日

(織田) 信 長 在印

本願寺

閏三月十一日。織田信長、柴田勝家に、加賀に於いて停戦すべきことを命す。

【本願寺文書】

一六四九

大坂之事赦免之條、賀州矢留之儀堅可申付候。但只今取出城等、如此中可相拘、重而様體可申遣候也。

(天正八年) 閏三月十一日

(織田) 信 長

(勝家) 柴田修理亮どのへ

閏三月十二日。上杉景勝、珠洲郡の飯田與三右衛門尉に、その新年の祝儀を贈りたるを謝す。

【別本歴代古案】

一六五〇

爲年頭之祝詞、太刀一振到來、快然之至候。謹言。

(天正八年) 壬三月十二日

(上杉) 景 勝

飯田與三右衛門尉殿

【歴代古案】

一六五一

自是可令啓之處、改年之喜慶御懇書、並太刀一腰送給喜悅之至候。仍其國彌無事之段珍重候。當國追日靜謐不可有其隱候。相浦主計助堅固候事候。御左右申出候。自然爰許用之儀候者、無隔心可承候。不可有疎意候。委曲期來音之時候。恐々謹言。

追而去夏御音信、節々御入魂之段難申盡候。即及御報候キ。以上。

上條入道

(書人)天正八壬三月十五日書ヲ以改ル

(政繁) 宜 順

飯田與三右衛門尉殿

御返報

閏三月廿四日。柴田勝家、越中河田長親の家士山田長秀等に、金澤城以外の加賀を平定したることを報じ、長親の來屬を求む。

【讀史堂古文書】 羽前

一六五二

加劾凶徒等爲成敗令出馬、方々申付段可有其聞候。然而金澤一城候。是又則時可相果候。今般河豐備可有如何旨尋遣候。北陸道平均基此時候條、有異見、以無二之覺悟被戮手候様ニ才覺專一候。於被抽忠功者、以來御身上之儀某謀取申候。於巨細者口上相含、差越山中久藏候。猶佐久間支蕃・山中橋内可申候。恐々謹言。

閏三月廿四日

勝 家

(長秀) 山田修理助殿

若林宗右衛門殿

(山田修理助・若林宗右衛門は共に河田長親の家士なり。)

【讀史堂古文書】

一六五三

就豐州御備之儀、勝家以直書被申候。當表彌如存分被申付候。定而可有其聞候。此刻被戮手御入魂候様ニ御